# 島根県森林病害虫等防除事業実施要領

最終改正 令和4年4月1日森第14号

#### 第1 主 旨

森林病害虫等を駆除し、及びそのまん延を防止するため実施する事業については、森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号。以下「防除法」という。)及びその他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

#### 第2 事業の実施方針

森林病害虫等防除事業は、高度公益機能森林等及び地区保全森林等において、森林病害虫等を駆除し、及びそのまん延を防止するため総合的計画的に実施するものとする。

#### 第3 事業の内容及び対象経費

森林病害虫等防除事業の防除方法、事業の内容及び補助対象経費の内容については、別表のとおりとする。

#### 第4 経費の負担

前第3の事業を実施する者は、県が交付する補助金と事業費の差額を負担しなければならない。

#### 第5 事業計画書の提出

前第3の事業を実施する者は、別に定める事業計画書を提出しなければならない。

#### 第6 設計審査

補助事業者は、防除方法別の実施設計書を作成したときは速やかに提出し、審査を受けるものとする。

#### 第7 薬剤の使用基準

前第3の事業において使用する薬剤は、知事が別に定める場合のほか、次によるものとする。

- (1)薬剤は、農薬登録を受けている薬剤とする。
- (2)薬剤の散布量は、農薬登録において定められた使用量に基づき病害虫等の種類又は被害量の状況等に応じて調節すること。

#### 第8 交付決定前の着手

交付対象事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は必要性を十分勘案した上で、その理由を付して、別に定める交付決定前着手書によ

り知事に提出することとする。

## 第9 書類等の提出先

事業実施にあたり、補助事業者が提出する書類は、所轄の支庁長又は農林水産振興センター所長に提出するものとする。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が 別に定めるところによるものとする。

## 別表

714X		
防除方法	事業の内容	補助対象経費の内容
空中散布	市町村等が自主事業として行う	散布作業並びに薬剤調達及び薬剤
	空中散布	積み込み作業の委託に要する経費
		散布作業の円滑実施に必要な付帯
		作業に要する経費
地上散布	市町村等が自主事業として行う	薬剤調達及び散布作業の委託もし
	地上散布	くは直営による実施に要する経費
伐倒駆除	市町村等が自主事業として行う	伐倒駆除作業の委託もしくは直営
	伐倒駆除	による実施に要する経費
	ただし、当年度被害木に限る	
特別伐倒駆除	市町村等が自主事業として行う	特別伐倒駆除作業の委託もしくは
	特別伐倒駆除	直営による実施に要する経費
	ただし、当年度被害木に限る	
伐採木等駆除	市町村等が自主事業として行う	伐採木等の駆除作業の委託もしく
	伐採木等駆除	は直営による実施に要する経費
	ただし、当年度被害木に限る	
被害拡大未然防止対策緊急	市町村等が自主事業として行う	散布作業並びに薬剤調達及び薬剤
防除	緊急防除	積み込み作業の委託に要する経費
	ただし、当年度被害木に限る	散布作業の円滑実施に必要な付帯
		作業に要する経費
薬剤散布	市町村等が自主事業として行う	薬剤調達及び散布作業の委託もし
	薬剤防除	くは直営による実施に要する経費
松毛虫駆除	市町村等が自主事業として行う	薬剤調達及び散布作業の委託もし
まいまいが駆除	薬剤駆除	くは直営による実施に要する経費
薬剤駆除	市町村等が自主事業として行う	薬剤調達及び散布作業の委託もし
たまばえ類駆除	薬剤駆除	くは直営による実施に要する経費
すぎはだに駆除		
のねずみ駆除		
カシノナカ゛キクイムシ駆除		
被害防止対策	空中散布に伴う他産業及び周辺	賃金、報償費、需用費、役務費、
	への事前対策	委託料、使用料、賃借料及び備品
		購入費
航空機による被害木探査	市町村等が自主事業として行う	被害木の空中探査に必要な飛行の委
	伐倒駆除等のための松くい虫被	託に要する経費
	害木の探査	
安全確認調査	市町村等が自主事業として行う	賃金、報償費、旅費、需用費、役務
	空中散布の安全を確認する調査	費、委託料、賃借料及び備品購入費

## 表1 (事業における薬剤の使用基準)

## 松くい虫防除

防除方法	種	別	薬剤成分及び比率	単位	1回当原液量	希釈倍率	散布液量	回数
空中散布 一	一般散布	普通	MEP80(乳剤)	h a	2 リットル	15倍	3 0 リットル	2
					10/6	1 8		
			MEP23.5 (MC)	h a	1 2 リットル	2. 5	3 0 リットル	1
地上散布			MEP80(乳剤)	本	(H/10) <sup>2</sup> × 3/180	180		2
			MEP23. 5 (MC)		(H/10) <sup>2</sup> × 3/50	5 0	樹高に応じ設定	1
			プロチオホス35・		(H/10) <sup>2</sup> × 3/150	1 5 0		1
			ピリダフェンチオン15					
伐倒駆除 乳剤	乳剤散布		ME P 8 0	m³	0. 1875	8 0	1 5	1
			MPP13·BPMC5		0. 5	3 0		
			プロチオホス50		0.25	6 0		
油剤散			クロルヒ <sup>°</sup> リホスメチル40		0.25	6 0		
	油剤散布		MEP0. 7		1 0	原液	1 0	
			MPP0. 67					
			プロチオホス0.67					
			MEP40		1/6	6 0		
	くん蒸		カーバム50		1	原液	1	
			カーハ゛ムナトリウム塩液剤30					
	天敵		ボーベリアバシアーナ		_	<u> </u>	2,500 ~	
			剤				10,000cm <sup>2</sup>	
緊急防除			MEP80	本	(H/10) <sup>2</sup> × 5/80	8 0	(H/10) <sup>2</sup> X5	1
							樹高に応じ設定	
樹幹注入			塩酸レバミゾール 4					
			塩酸レバミゾール8	協議により設定				
			酒石酸モランテル8					
			メスルフェンホス50					
			ネマデクチン3.6					
			エマメクチン安息香塩酸4					
			エマメクチン安息香塩酸2					
			ミルベメクチン2					

## ナラ枯れ防除

防除方法	種別	薬剤成分及び比率	単位	1回当原液量	希釈倍率	散布液量	回数
樹幹注入		ベノミル水和剤	-	協議により設定			
		トリホリン乳剤					
粘着剤塗布		アクリル共重合体	m <sup>2</sup>	1 L	原液	1 L	1

## ナラ枯れ駆除

防除方法	種別	薬剤成分及び比率	単位	1回当原液量	希釈倍率	散布液量	回数
伐倒駆除	くん蒸	カーバム 5 0	m³	1 L	原液	1 L	1
立木処理	くん蒸	カーバム 5 0	本	12cc×胸高直径	原液	12cc×胸高直径	1
粘着剤塗布		アクリル共重合体	m <sup>2</sup>	1 L	原液	1 L	1

 番
 号

 令和
 年
 月

 日

島根県知事

様

補助事業者

令和 年度

事業交付決定前着手書

島根県森林病害虫等防除事業実施要領第8の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1. 事業名
- 2. 事業費
- 3. 事業主体
- 4. 着手予定年月日
- 5. 交付決定前の着手を必要とする理由

#### (別記条件)

- 1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した背策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業主体が負担すること。
- 2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達していない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3. 当該施策については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。